

令和6年度 PFS を活用した松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託 公募型プロポーザル 募集要領

1. 件名 令和6年度 PFS を活用した松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託
(債務負担行為)

2. 目的

この要領は、松山市国民健康保険の特定保健指導の実施率向上を目的として、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用して、事業者から企画提案を受けるものである。

3. 業務内容

(別紙1) 成果水準書のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

5. 履行場所 市長の指示する場所

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 委託上限金額 22,990,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(内訳)	令和6年度	最低支払部分	9,190,000円
		成果連動部分	0円
	令和7年度	最低支払部分	0円
		成果連動部分	13,800,000円

※なお、最低支払部分は上記内訳の金額を上限として見積もること。

上限金額を超えた参考見積りを提示した場合は無効とする。

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 当該委託業務に同等又は類似の業務を1年以上営んでいること。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。))若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人そ

- の他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (7) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
 - (8) 国の示す高齢者の医療の確保に関する法律及び関係省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の最新版に従って、委託業務を実施できること。
 - (9) 国が定める標準的な電子的様式（XML形式）及び紙により、特定保健指導結果及びデータを保険者に提供できること。
 - (10) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関としての登録をしていること。また、未登録機関は社会保険診療報酬支払基金へ届け出を行うこと。
 - (11) 個人情報の取り扱いに関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又はI SMS認証を取得しており、情報管理を適切に行えること。

9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和6年1月5日（金）から1月30日（火）まで
- (2) 場 所 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 別館3階
保健福祉部 国保・年金課
- (3) 方 法 配布場所で直接受取るか、又は
松山市ホームページよりダウンロードすること。
*ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
*配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く）

10. 評価基準

評価基準書（別紙2）のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、原則、評価基準書に基づき企画提案書等、プレゼンテーション・ヒアリングの審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は松山市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間
令和6年1月5日（金）から1月23日（火）（17時まで）
- (2) 受付方法
別紙（様式2）「質問書」に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、これ以外の電話・来庁・FAX等での質問は受け付けないものとする。
また、電子メールタイトルを「プロポーザル質問書（会社名）【令和6年度 PFS を活用

した松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託】とし、電子メール送信後に担当まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外は受け付けられないものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和6年1月26日（金）（17時）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

* ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

14. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年1月30日（火） 17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 1～5」の書類を提出すること
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 別館3階
保健福祉部 国保・年金課 保健事業担当：山崎・野本
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

* 持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

* 郵送での提出の場合は、封筒の表面に「令和6年度 PFSを活用した松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託参加表明書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。

15. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年2月6日（火） 17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 6～12」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各13部（正本1部・副本12部）
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 別館3階
保健福祉部 国保・年金課 保健事業担当：山崎・野本
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

* 持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

* 郵送での提出の場合は、封筒の表面に「令和6年度 PFSを活用した松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託企画提案書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。

(6) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出は1参加者につき1提案とする。
- ・ 書類は正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。
- ・ 企画提案書は、読みやすさや簡潔さに留意すること。
- ・ 参考見積書は、経費のうち最低支払部分にかかる費用を積算すること。
- ・ 正本は、表紙に事業者名を記載し社印または代表者印を押印すること。また、任意の方法で袋とじすること。
- ・ 副本（12部）は、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。
- ・ 電子メールや電子媒体による提出は受け付けない。
- ・ 企画提案書は、あくまでも委託業者選定の審査資料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次松山市と協議して決定することとなるので留意すること。

16. 提出書類

「14. 参加表明書等の提出」、「15. 企画提案書等の提出」の要領に従って、次の書類を提出すること。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、No. 2～5及び9・10の書類を不要とする。

No.	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ● 法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ● 松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。 ● 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けている場合は、事前に国保・年金課へ相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告している税務署が発行する納税証明書。 ● 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの） ● 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けている場合は、事前に国保・年金課へ相談すること。
6	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ● A4サイズ縦置きとし、表紙に「令和6年度 PFSを活用した松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託企画提案書」と記載し、余白に会社名等を記入すること。 ● <u>評価基準書（別紙2）の評価項目に沿って企画提案書を作成すること。</u> ● 枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。 ● 松山市と受託事業者との役割分担を明確にすること。

7	会社概要（様式3）	● A4サイズ縦置きとする。									
8	業務執行体制（様式4）	● A4サイズ縦置きとする。									
9	直前2年分の財務諸書類（貸借対照表及び損益計算書の写し）										
10	経営状況等調査表（様式5）	● A4サイズ縦置きとする。									
11	参考見積書（様式6）	<ul style="list-style-type: none"> ● A4サイズ縦置きとする。 ● 最低支払部分について積算すること。 ● 最低支払部分は、特定保健指導の実施率10%を達成するために必ずかかる経費を積算すること。 <p>【見積条件】</p> <table> <tr> <td>案内文書発送件数</td> <td></td> <td>2,850人</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施件数</td> <td>積極的支援</td> <td>74人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>動機付け支援</td> <td>211人</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 参考見積書の別紙として、最低支払部分に関する費用のうち下記の項目別に整理した「積算内訳書」を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・案内通知作成、送付費用 ・申込受付費用 ・特定保健指導費 ・教材費 ・報告書作成費 ・事務処理経費 ※申込がなかった人への利用勧奨や勧奨イベント実施、インセンティブグッズ、システム経費などの経費については、成果連動部分での支払いとなるため計上しないこと。 ● 公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。 	案内文書発送件数		2,850人	特定保健指導実施件数	積極的支援	74人		動機付け支援	211人
案内文書発送件数		2,850人									
特定保健指導実施件数	積極的支援	74人									
	動機付け支援	211人									
12	一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク登録証又はISMS登録書の写し										
*	チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ● 「参加表明書等提出時チェックリスト」及び「企画提案書等提出時チェックリスト」を使用し、提出書類をチェックすること。 ● 提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。 									

2 1. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 本プロポーザルへの応募後、契約締結までに行う業務の準備に関して必要な費用は、参加者の負担とする。
- (11) 特定結果の公表の際は、候補者以外の参加者名と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加事業者数が2者のみの場合はこの限りではない。

2 2. 事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 別館3階
保健福祉部 国保・年金課 保健事業担当：山崎・野本
TEL：089-948-6938 FAX：089-934-2631
メールアドレス：kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp